

# みんなが気持ちよく暮らせる 生活環境をつくりましょう

【問合わせ】環境課 ☎ 21-4001

6月は「環境月間」です。この機会に、身近な環境について考え、実行してみませんか。

## 所有地を適正に管理しましょう

### ◇草刈りや樹木の<sup>せんてい</sup>剪定を行いましょ

これからの季節、草木がぐんぐん育ちます。定期的な草刈りや樹木の剪定をし、良好な生活環境を維持しましょう。自宅のみでなく、現在利用していない所有地の適正管理も所有者の責任において実施してください。市が空き地等の草刈りを行うことはできません。

雑草や樹木の定期的な管理を怠ると、次のように、近隣の迷惑になります。

- ①伸びた枝などが隣接地に侵入します。
- ②蛇や害虫が発生します。
- ③蜂が巣を作ります。
- ④火災の原因となります。
- ⑤廃棄物の不法投棄を誘発します。



▲市ホームページ



▲雑草の管理がされていない空き地

## 地域の環境美化を考えましょう

### ◇犬のふん害対策

飼い犬のふん放置は、まちの美観を損ない、悪臭は周囲の人を不快にします。**ふんの後始末は飼い主の責任**です。散歩時には、ビニール袋などを持参し、後始末をしましょう。

市では、ふんの放置を防止するため、住民や団体のみなさんが主体となって取り組む「イエローチョーク&イエローカード作戦」を、実施しています。

飼い犬のふん放置にお困りの方に、啓発看板や、イエローチョーク・イエローカードを無償で配布していますので、ご活用ください。



▲市ホームページ

### ◇ポイ捨てはやめましょう

駅周辺や幹線道路沿い、交差点には、たばこのポイ捨てが非常に多く見られます。特に「たばこの吸い殻」は、まちの美観を損ねるだけでなく、火災の原因にもなり危険です。

屋外でたばこを吸う場合は、一人ひとりが責任と自覚を持って、灰皿のある場所で吸うか、携帯用の灰皿を使用しましょう。



▲ボランティアの方が拾ったゴミ

また、これらのごみを拾ってくださるボランティアの方がいます。各自がごみを持ち帰り、気持ちよく過ごせるまちにしましょう。